

Mark-to-Model と KStG 第8b 条

—Buckの所説によせて—

Mark-to-Model and Section 8b of the KStG

湯澤 晃明
(Takaaki YUZAWA)

【要約】

現代ドイツにおいて、Mark-to-ModelとKStG第8b条とを関係づける所説が展開された。なぜ、Mark-to-Modelに関する論稿の中で、KStG第8b条が取り上げられたのか。この関係づけが行われることで課税対象所得にまで影響は及ぶのであろうか。

分析の結果、論者のBuckは、資本参加を題材として、Mark-to-Modelを通じて商法上の減額記入額を生み出しているのである。この点は留意したい。というのも、資本参加の売却をせずとも、将来の見積りにより商法上の減額記入額が生み出されているからである。他方、「KStG第8b条3項は保険企業と信用機関には適用されない」と主張している点も注目に値する。というのも、この主張が受け入れられる場合には、保険企業と信用機関は、将来の見積りにより生み出された減額記入額を別表の加算項目に記載する必要がなく、実質的に課税対象所得が減少するためである。

キーワード：Mark-to-Model, KStG 第8b 条, 減額記入, 資本参加

【Abstract】

In Germany, Buck (2021) proposed a theory that connects the Mark-to-Model valuation to Section 8b of the KStG. Why was this connection made?

Buck (2021) devised an example of a Mark-to-Model valuation to create depreciation expense under the Commercial Code. This consideration is worth noting because the estimated future value generates a depreciation expense even without the sale of capital participation. It is also noteworthy that the author mentioned, "Section 8b paragraph 3 of the KStG does not apply to insurance companies and credit institutions" because if so, depreciation expense created by future estimates is likely to be treated as a deductible amount for tax purposes.

Keyword：Mark-to-Model, Section 8b of the KStG, Depreciation, Capital Participation

1. はじめに

本稿の目的は、ドイツ連邦共和国（以下、ドイツと略）において、Mark-to-Modelと法人税法（Körperschaftsteuergesetz：以下、KStGと略）第8b条とを関係づける所説が展開された理由を明らかにすることにある。このような研究課題を設定する理由は次の通りである。

ドイツにおいて、コロナウイルス・パンデミック（Coronavirus-Pandemie）により、会計報告および監査の領域で多くの問題が提起された¹⁾。この事態を受けて、ドイツ経済監査士協会（Institut der Wirtschaftsprüfer：以下、IDWと略）は、2020年3月4日にテクニカル・ノート『コロナウイルスの蔓延が基準日2019年12月31日時点の会計報告およびその監査に及ぼす影響（第1部）』を公表し²⁾、その後、2020年3月25日にテクニカル・ノート『コロナウイルスの蔓延が会計報告およびその監査に及ぼす影響（第2部）』を公表した³⁾。この第2部のテクニカル・ノートにおける金融資産（Finanzanlagen）の項目には、次のような内容が示されている⁴⁾。

「金融資産 -特に、非上場企業に対する資産参加（Beteiligungen）または持分の場合- の付すべき時価が、将来成果価値法（収益価値法またはDCF法）により算定される場合、次のことが顧慮されなければならない。即ち、評価計算に含まれる資金剰余額は、コロナ・パンデミックの影響を受けて、従来の予測よりも悪化するかもしれない。この算定の結果として、当該資本参加または持分の従来の簿価よりも低い価値が生じた場合、通常では、価値減少が継続すると見込まれ、したがって減額記入（Abschreibung）が必要である。」

このように、将来成果価値法（いわゆるMark-to-Model）をもとに算定される金融資産の時価が、当該資産の簿価に満たない場合の含み損について、減額記入が必要であることが述べられているのである。

ところで、ここにいう金融資産は、Beck'scher（2021）のコンメンタールによれば、次の2つの点で無形固定資産および有形固定資産とは異なる。即ち、（1）投資された資本が自企業ではなく他企業で使用される点と、（2）損耗（Abnutzung）の影響を受けない点である⁵⁾。また、金融資産に属する資本参加とは、商法典（Handelsgesetzbuch：以下、HGBと略）第271条第1項第1文に従えば、「他企業に対する持分であって、当該企業との継続的な結合を作り出すことにより、自己の事業経営に役立たしめるように定められているもの⁶⁾」をいうのである。

ともあれ、IDWのテクニカル・ノートが公表された後、そこに記載されている内容を考慮する論稿が多く公表された⁷⁾。その中でも注目すべきは、2021年5月17日に公表された経済監査士・税理士たるBuck,H.の論稿「コロナウイルス・パンデミック下での商法上の年度決算書における資本参加の貸借対照表計上」である⁸⁾。この論稿では、Mark-to-Modelを用いた時価評価の設例が示されている。一方で、Mark-to-Modelに基づく時価評価の設例との関係で、「KStG第8b条第3項は保険企業と信用機関には適用されない⁹⁾」と述べられているのである。

なぜ、Mark-to-Modelに関する論稿の中で、KStG第8b条が取り上げられたのか。はたして、この関係づけが行われることで課税対象所得にまで影響は及ぶのであろうか。そこで本稿では、Buck（2021）は如何なる主張を展開したかを取り上げ、その主張内容の論理的特徴を明らかにする。

各章の概要は次のとおりである。第2章では、IDWテクニカル・ノートにおける金融資産の記載内容を踏まえたSchütte/Götz（2021）の見解と、書籍『コロナ危機における財務報告』に収容されているDeubert/Lewe（2020）の見解を取り上げ、Buck（2021）論稿の特異性を示す。第3章では、Buck（2021）が提案したMark-to-Modelに基づく時価算定の設例に焦点を当てる。第4章では、Schnitger/Fehrenbacher（2018）の法令解釈を中心としてKStG第8b条の適用例を確認し、課税対象所得にどのような影響が及ぶのかを考察する。第5章のおわりにでは、Buck（2021）論稿が公表された意味を述べる。

なお、本論文はドイツにおける資本参加の商法上の評価方法および税法上の処理方法について単に取り上げるものではなく、それに加えて、経済と会計（学説）に焦点を当てるものである。具体的には、「ドイツの論者は、経済（状態）を意識して、そこで必要とされている論理を展開しているか」に主眼を置く。

2. コロナ禍における論者の見解

ここでは、2020年3月25日付のIDWテクニカル・ノート（第2部）における金融資産の記載内容を踏まえたSchütte/Götz（2021）の見解と、Deubert/Lewe（2020）の見解を取り上げ、それらをもとにBuck（2021）論稿の特異性を示す。

（1）Schütte/Götz（2021）の見解

Schütte/Götz（2021）の論稿「コロナ・パンデミックを踏まえた2020年度の年度決算書」では、2020年3月25日付のIDWテクニカル・ノートをもとに、上場有価証券の評価方法に関する設例が取り上げられている¹⁰⁾。その際、より低い価値に関する価値尺度として、証券取引所または市場価格、並びに、収益価値法またはDCF法があり得るといふ¹¹⁾。その上で、彼らが考案した設例は次の通りである¹²⁾。

【設例】

X企業は上場企業の株式を長期保有している。固定資産として保有する上場株式の簿価は、2019年12月31日付で25,000ユーロ（無額面株式10,000株、1株あたりの取得原価2.50ユーロ）である。2020年12月31日及び年度決算書が作成されるまで、株式市場の平均終値は20,000ユーロ（無額面株式10,000株、1株あたり2.00ユーロ）である。

【解決策】

商法上、20,000ユーロ（または1株あたり2.00ユーロ）の価値は、1営業年度よりも長期間にわたり簿価25,000ユーロ（または1株あたり2.50ユーロ）を下回り、かつ、直近12か月の有価証券の証券取引所の日次終値の単純平均値が10%超だけ直近の簿価を下回っているため、継続する価値減少が存在する。税法上、一最低限度5%の高さの検証後に一部分価値減額記入が実施され得る。商法上、20,000ユーロまでの計画外減額記入が義務付けられているが、税法上は選択権が存在する。

みられるように、上記は簿価25,000ユーロの固定資産たる上場株式が、事後に証券取引所で20,000ユーロの価値を示しているという設例である。この差額の50,000ユーロについて、Schütte/Götz（2021）は、「保険専門委員会の第149回報告と結合したIDW RS VFA 2を…（中略）…現下の状況でも適用できる」と述べ、商法上は減額記入義務、税法上は減額記入選択権があるといふのである¹³⁾。

以上、Schütte/Götz（2021）の論稿では、固定資産たる上場株式の評価方法の設例と価値減少が継続しているときの商法および所得税上の取り扱いが示されている。しかし、Buck（2021）が取り上げているような非上場株式の評価方法や法人税法上の取り扱いに関する言及は見当たらない。よって、Buck（2021）の論稿の特異性はこの点にある。続いては、Deubert/Lewe（2020）の論稿の内容を紹介する。

(2) Deubert/Lewe (2020) の見解

Deubert/Lewe (2020) の論稿「コロナ危機による金融資産の計画外減額記入」では、次の内容が述べられている。まず、資本参加の場合、評価計算における資金剰余額の減少により、資本参加の付すべき(収益)価値が繰り越される簿価を下回るとき、通常、価値減少が継続すると見込まれるという。出資先企業(Beteiligungsunternehmen)の(フィクティブな)清算価値が将来の収益価値を上回り、かつ、従来の簿価を下回る場合には、清算価値まで減額記入が行われなければならないという。資本参加の売却が計画されている場合、その資本参加は処分の観点から評価され、当該評価額は購入を意図する者が支払う準備のある価値であるというのである¹⁴⁾。

このように、ここでは特定の状況に応じた資本参加の評価方法が論じられている。その後、Deubert/Lewe (2020)はHGB第252条第1項第3号に基づき、財産対象物(および負債)は、決算日に、個別に評価されなければならないと説明し、ある企業が、自己資本提供者および他人資本提供者として他企業の持分を保有する場合、資本参加が先に評価減される可能性があるとして述べている¹⁵⁾。この内容を踏まえた設例はつぎのとおりである¹⁶⁾。

【設例】

A有限会社(A社)は、子企業のB有限会社(B社)に対して、適切な金利で社員貸付金を供与する。この貸付金に別個の担保は設定されていない。資本参加評価における資本価値計算で考慮されるB社の資金剰余額は、B社側で生じる他人資本利子を支払うのに十分ではない。はたして、商法上の年度決算書において、A社はB社に対する資本参加に類似する貸付金(beteiligungsähnliche Ausleihung)やB社に対する資本参加の減額記入を実施しなければならないのか。この点が問題である。

【解決策】

B社はもはや事業から十分な資金剰余額を獲得することができないことから、自己資本(B社に対する営業持分)と他人資本(B社に対する資本参加に類似する社員貸付金)からなるA社のエンゲージメント総額(Gesamtengagement)の価値は低下する。A社のエンゲージメント総額を考慮することにより部分的な評価減のみが必要な場合、一自己資本提供者が優先的に損失を負担することから—まず、資本参加の簿価を評価減するのが適切である。残存する評価減の必要性により、貸付金の簿価は減少する場合がある。

このように、ある企業が、自己資本提供者および他人資本提供者として他企業の持分を保有しており、他企業側で損失が発生した場合、当該自己資本提供者が損失負担をすることから、さきに資本参加の簿価が評価減されるのが適切であるというのである。

以上、ここでは、評価減の優先性について論じられているが、非上場株式の評価方法についての言及はない。その点、Buck (2021)の論稿では、その言及がなされている点が特徴的である。さて、いよいよ次章では、Buck (2021)の論稿の内容を確認する。

3. Buck (2021) のMark-to-Modelを用いた設例

本章では、Buck (2021) の論稿に示されているMark-to-Modelを用いた資本参加の時価算定を取り上げる。

(1) Mark-to-Modelに基づく時価算定

Buck (2021) によれば、「貸借対照表作成企業 (bilanzierendes Unternehmen) は、出資先企業に対する持分の40%を保有する。商事貸借対照表上、この資本参加の簿価は12,000 ユーロである¹⁷⁾」というのである。この論稿で提示されている表は次のとおりである。

【図表1】収益価値法に基づく出資先企業の時価算定

営業年度	税引後利益 (千ユーロ)	永久年金6.5%の場合 の現在価値 (千ユーロ)	利率7.5%の場合の割 引率あるいは複利現 価率	2020年12月31日 時点の現在価値 (千ユーロ)
2021年	1,000		0.930233	930
2022年	1,300		0.865333	1,125
2023年	1,500		0.804961	1,207
2024年	1,700		0.748801	1,273
2025年	1,800		0.696559	1,254
2025年以降	1,800	27,692	0.696559	19,289
2020年12月31日時点の収益価値 (100%)				25,078
うち資本参加率 (40%)				10,031

Buck (2021) によれば、「この計画計算は、生起確率に沿っており、コロナウイルス・パンデミックの特殊性を考慮した上で前年度の推移動向と一致する。貸借対照表作成企業は、例えば、出資先企業の同一業種の上場企業をもとに、税額査定 (Verprobungen) を踏まえ、様々な生起確率調査 (Plausibilitätsprüfungen) を行った¹⁸⁾」というのである。

続いて、Buck (2021) の見解を引くと、「評価日時点の市場リスクプレミアム (企業税を差し引いた後、そして個人税を差し引く前は6-8%) は、IDWの勧奨に則したものであり、「詳細なる2021年~2025年の計画期間に関しては、リスクプレミアム7.5% (市場リスクプレミアム7.5%×ベータ値1.0)、持続する成果に関しては6.5% (成長率1.0%を控除) が想定される¹⁹⁾」というのである。

税引後利益に関しては、上の表にみられるように、2021年は1,000千ユーロ、2022年は1,300千ユーロ、2023年は1,500千ユーロ、2024年は1,700千ユーロ、2025年は1,800千ユーロという金額が設定されている。永久年金の現在価値27,692千ユーロは、「1,800千ユーロ÷ (割引率7.5% - 成長率1.0%)」によって算定されている。さらに、この表では割引率7.5%に基づいた各年度の複利現価率と2020年12月31日時点の各年度の現在価値が示されている。

以上の内容をもとに、Buck (2021) は、「2020年12月31日時点の収益価値は25,078千ユーロになる²⁰⁾」と述べる。こうして、「2020年12月31日の貸借対照表日の40.0%の持分の時価は10,031千ユーロに換算される。よって、貸借対照表日において、時価は簿価12,000千ユーロを1,969千ユーロだけ下回っている²¹⁾」というのである。

要するに、ここでは次の算定が行われている。

$$\begin{array}{rcl}
 12,000 \text{千ユーロ} & - & 10,031 \text{千ユーロ} & = & 1,969 \text{千ユーロ} \\
 (\text{簿価}) & & (\text{時価}) & & (\text{商法上の減額記入額})
 \end{array}$$

さらに、Buck (2021) は、価値減少が継続しない見通しがある場合、企業はHGB第253条第3項

第6文の評価選択権を行使し、商法上の減額記入を度外視することができるという。他方、価値減少が継続している場合、企業はHGB第253条第3項第5文に従い、計画外減額記入を強制的に実施しなければならないというのである²²⁾。

このように、Buck (2021) の設例を通じて、Mark-to-Modelに基づく時価を媒介として、資本参加に係る商法上の減額記入額(1,969千ユーロ)が生み出されている。この点は留意したい。というのも、将来の見積りにより時価が算定されており、この時価を用いて商法上の減額記入額が生み出されているからである。

(2) KStG第8b条に関する言及

続いて、Buck (2021) の論稿において、出資先企業の税負担は計画計算において考慮されるべきとの考えが打ち出されている。下記は、同氏の見解である²³⁾。

「出資先企業の税負担(法人税と営業税)は、提出されている過年度(例えば、2018年から2020年までの過去3年間)の財務報告書(Finanzbericht)に基づいて税額査定されるべきである。この場合、実務家(Praktiker)は、税務上の特例や営業税の加算・控除によって起こりうる偏差を考慮に含める必要がある点に留意しなければならない。計画計算において設定されている税務上の将来の見積価値は、過年度の価値(Vergangenheitswerten)で調整されるべきであり、場合によっては、起こりうる偏差は説明・記録されるべきである。」

上記のとおり、出資先企業の税負担を考慮する際、税務上の特例や営業税の加算・控除によって起こりうる偏差を考慮しなければならないという。さらに、Buck (2021) は貸借対照表作成会社の税負担も考慮すべきであるとする。次のように述べる²⁴⁾。

「それ以上に出て、貸借対照表作成会社の計画計算で設定されている税負担には、生起確率が含まれるべきである。原則として、例えば、KStG第8b条第3項に従って生じる5%の税負担は、ここでは控除されなければならない。IDWの勧奨に応じて、貸借対照表作成企業は、資本参加の時価評価の枠組みにおいて、貸借対照表日の観点より、利益のインフローから生じる税負担を、計画された成果(Planungsergebnis)において適切に考慮しなければならない。」

みられるように、KStG第8b条第3項は考慮されなければならないという。しかし、この論稿の脚注では、次の重要な内容が示されている²⁵⁾。

「しかし、保険企業と信用機関の場合、ここでは幾つかの例外が考慮されなければならない。KStG第8b条第3項は、場合によっては、出資先会社と貸借対照表作成企業(例えば、信用機関・金融サービス企業および生保会社または健保会社)には適用されない(KStG第8b条第7項、第8項)。このような事例では、KStG第8b条第3項の『一律5%』は加算されないはずである(『控除不能な事業用支出』)。」

上記のように、出資先企業および貸借対照表作成企業が、保険企業と信用機関の場合、KStG第8b条第7項、第8項を通じて、KStG第8b条第3項は適用されないとの見解が示されている。しかし、何故このような主張が行われたのであろうか。はたして、KStG第8b条第7項、第8項を適用すると課税対象所得に何らかの影響が及ぶのであろうか。この点を明らかにすべく、次章では、Schnitger/Fehrenbacher (2018) のコンメンタール(法令解釈)を中心に、KStG第8b条の適用例を確認する。

4. KStG第8b条の適用例

本章では、KStG第8b条の適用例を確認する。具体的には、(1) KStG第8b条第2項及び第3項第1文、(2) KStG第8b条第3項第3文、そして(3) KStG第8b条第8項の適用例を確認し、課税対象所得にどのような影響が及ぶのかを考察する。

(1) KStG第8b条第2項及び第3項第1文の適用例

Schnitger/Fehrenbacher (2018) の法令解釈によれば、KStG第8b条第2項においては、法人もしくは人的共同体の場合における資本参加の売却益に対する非課税扱いが規定されている。KStG第8b条第3項第1文においては、売却益の5%は控除不能な事業用支出であることが規定されている。そして、KStG第8b条第2項を適用する際、KStG第8b条第3項第1文の規定も強制適用されるというのである²⁶⁾。

要するに、法令解釈上、資本参加の売却益は100%非課税ではなく、95%が非課税になると解されているのである。つぎにSteuerkurse.de (ドイツの税務に関する情報を提供するウェブサイト) に掲載されているKStG第8b条第2項、第3項第1文の適用例を示す²⁷⁾。

【設例】

X株式会社(01年度における年度剰余額2,000,000ユーロ)は、Y株式会社の持分を簿価400,000ユーロで保有し、この持分を01年度において1,000,000ユーロで売却する。その際、50,000ユーロの売却コストが生じる。売却益はいくらであるか。法人税法上の帰結はどうなるか。

【解決策】

KStG第8b条第2項第1文の売却益

	1,000,000 €	売却価格
-)	50,000 €	売却コスト
-)	400,000 €	持分の簿価
=	550,000 €	売却益

税務貸借対照表

年度剰余額		2,000,000 €
KStG第8b条第2項に基づく非課税	-)	550,000 €
KStG第8b条第3項第1文に基づく	+) 27,500 €	
控除不能な事業用支出		
課税対象所得		1,477,500 €

さて、以上のように、KStG第8b条第2項を適用する際、KStG第8b条第3項第1文の規定も強制適用される。結果、売却益の550,000ユーロの95%にあたる522,500ユーロが税務上の控除額になる。

しかし、なぜ、Buck (2021) の論稿では、資本参加の売却益の事例は取り上げられていないにもかかわらず、KStG第8b条第3項が参照されたのか。この点は、KStG第8b条第3項第3文の法令解釈との関連で説明することができる。

(2) KStG 第8b条第3項第3文の適用例

Schnitger/Fehrenbacher (2018) の法令解釈によれば、KStG 第8b条第3項第3文に基づけば、持分に関して生じる利益減少 (Gewinnminderungen) は、所得算定に際して考慮されない。故に、関連する利益増加が非課税である限り、当該出費は税作用的ではないべきであるという。かくして、KStG 第8b条第3項第3文における損失控除の制限は、規則の対称性を目指すことが企図されているものと見られなければならないというのである²⁸⁾。

要するに、資本参加の売却益が所得控除額になるならば、「持分に関して生じる利益減少」は税作用的ではないと解されているのである。下記には、KStG 第8b条第3項第3文の適用例を取り上げる²⁹⁾。

【設例】

アグラール株式会社は、01年度において、ランドマシーン株式会社に対する35%の高さの資本参加を獲得した。購入価格は100,000ユーロであった。価値減少が見込まれることを理由に、02年度の貸借対照表上、30,000ユーロの減額記入が行われた。03年度において、10,000ユーロでの資本参加の売却が行われた。

部分価値償却額は、02年度において、KStG 第8b条第3項第3文に従って、別表で (außerbilanziell) 加算されなければならないが、所得の高さに影響はない。それ以上に、この売却により、税務貸借対照表上、60,000ユーロの損失が発生する結果になる。この損失は、KStG 8b条第3項第3文に従い、別表で加算されなければならない。

この設例のとおり、「持分に関して生じる利益減少」は、「部分価値償却額」及び「売却損」と解されており、資本参加の部分価値償却額30,000ユーロと資本参加の売却損60,000ユーロとは別表では加算されなければならないというのである。

(3) KStG 第8b条第8項に対する法令解釈

なぜBuck (2021) は、保険企業と信用機関の場合、KStG 第8b条第3項は適用されないと主張したのであろうか。Schnitger/Fehrenbacher (2018) の法令解釈によれば、KStG 第8b条第7項の適用により、KStG 第8b条第1項乃至第6項は信用機関および金融機関のトレーディング勘定 (Handelsbuch) に帰属せしめなければならない持分に適用されず、またKStG 第8b条第8項の適用により、KStG 第8b条第1項乃至第7項は生命保険企業および疾病保険企業の資本投資 (Kapitalanlagen) に帰属せしめなければならない持分に適用されない³⁰⁾。この点を踏まえれば、KStG 第8b条第3項は、保険企業と信用機関には適用されないと理解することができる。

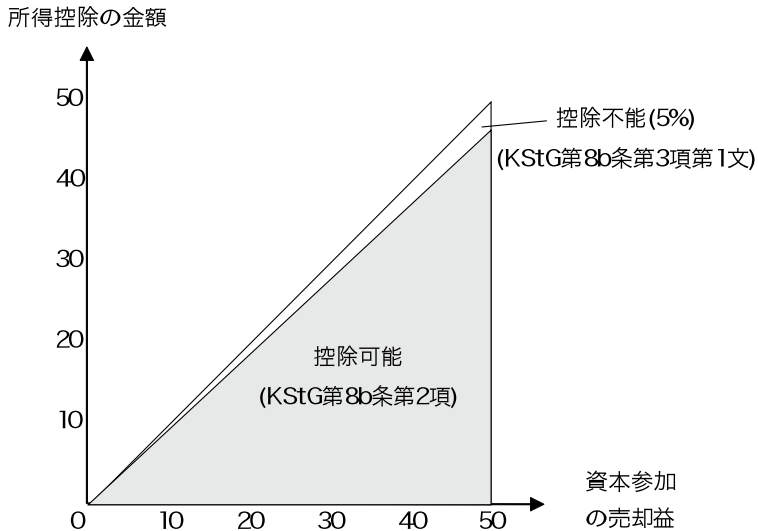
但し、ここで注目したいのは、KStG 第8b条第8項の制定理由であり、次の通りである³¹⁾。

「特に、その当時の困難な市場状況とそれに伴う部分価値償却の必要性を理由に、立法者は、KStG 第8b条第8項を導入することで、KStG 第8b条第1項、第2項に従った非課税扱い (あるいは、より重要なこととして、KStG 第8b条第3項に基づく税務上の損失利用の制限) を例外とする要請に応じた。」

このように、立法者は、KStG 第8b条第8項の制定を通じて、KStG 第8b条第1項、第2項に従った非課税扱いを例外にする一方、KStG 第8b条第3項に基づく税務上の損失利用の制限をも例外にしたというのである。この点を踏まえた設例を考案する。例えば、資本参加の売却益が50生じた場合、そのうち95%にあたる47.5 (=50 × 95%) が所得控除額となる (図表2を参照されたい)。その

一方で、保険企業と信用機関において資本参加の売却益が50生じても、所得控除はできない。

【図表2】 資本参加の売却益の取り扱い（筆者作成）



他方、持分に関して生じる利益減少額は、別表で加算されるものの、保険企業と信用機関においては加算されない。例えば50の「持分に関して生じる利益減少額」は、別表で加算されるのに対して、保険企業と信用機関においては加算されない。

以上の条文内容を踏まえると、課税対象所得にどのような影響が及ぶのであろうか。この点を次節で明らかにする。

(4) 資本参加の売却益および減額記入額の法人税法上の取り扱い

ここでは先ず、資本参加に係る売却益が生じた場合、どの程度の課税対象所得が生じるかを考察する。説明の簡素化のため、保険企業と信用機関を「金融セクター」、保険企業と信用機関以外の企業を「非金融セクター」と呼ぶ。

A社は01年度において、B社の資本参加（持分）を簿価12,000千ユーロで保有しており、これを13,969千ユーロで売却した。この売却により、1,969千ユーロの売却益が生じた。一方、A社の01年度における商法上の年度剰余額2,000千ユーロであった。この条件に基づき計算される課税対象所得は、金融セクターと非金融セクターとでは異なる。

【図表3】 資本参加の売却益が生じた場合の課税対象所得（筆者作成）

		金融セクター	非金融セクター
商法	資本参加の売却益	1,969千ユーロ	1,969千ユーロ
	商法上の年度剰余額	2,000千ユーロ	2,000千ユーロ
税法	KStG第8b条第2項に基づく控除	-	△1,969千ユーロ
	KStG第8b条第3項第1文に基づく加算	-	98千ユーロ
	課税対象所得	2,000千ユーロ	129千ユーロ

このように、金融セクターにおいては、資本参加の売却益が生じた場合、(KStG 第7条、第8条の適用を通じて) KStG 第8b条第2項、第3項は適用されないため、商法上の年度剰余額と課税対象所得は2,000千ユーロとなる。一方、非金融セクターにおいて、KStG 第8b条第2項、第3項の規定が適用されるため、売却益1,969千ユーロの95%にあたる1,871千ユーロは所得控除額になり、商法上の年度剰余額2,000千ユーロから1,871千ユーロの控除額を差し引いた129千ユーロが課税対象所得になる。金融セクターと非金融セクターの課税対象所得を比較すると、金融セクターの方が1,871千ユーロ (= 2,000千ユーロ - 129千ユーロ) 高くなる。

続いて、資本参加に係る減額記入額が生じた場合、金融セクターと非金融セクターにおいて、どの程度の課税対象所得が生じるかの設例を考案する。A社は01年度において、B社の資本参加(持分)を簿価12,000千ユーロで保有していた。価値減少が見込まれることを理由に、Mark-to-Modelを媒介として、時価10,031千ユーロを算定した。また、この簿価と時価との差引計算により、資本参加の減額記入額1,969千ユーロを算定した。A社の01年度における商法上の年度剰余額は1,000千ユーロであった。以上の条件に基づき計算される課税対象所得は、金融セクターと非金融セクターでは異なる。

【図表4】資本参加に係る減額記入を行った場合の課税対象所得(筆者作成)

		金融セクター	非金融セクター
商法	資本参加の減額記入額	△1,969千ユーロ	△1,969千ユーロ
	商法上の年度剰余額	1,000千ユーロ	1,000千ユーロ
税法	KStG 第8b条第3項第3文に基づく加算	-	1,969千ユーロ
	課税対象所得	1,000千ユーロ	2,969千ユーロ

この表にみられるように、金融セクターにおいては、(KStG 第7条、第8条の適用を通じて) KStG 第8b条第3項第3文は適用されないため、課税対象所得は商法上の年度剰余額の1,000千ユーロと同額になる。他方、非金融セクターにおいて、KStG 第8b条第3項第3文に基づく、商法上の年度剰余額1,000千ユーロに1,969千ユーロの減額記入額が別表で加算されなければならず、課税対象所得は2,969千ユーロに上昇する。金融セクターと非金融セクターの課税対象所得を比較すると、金融セクターの方が1,969千ユーロ (= 2,969千ユーロ - 1,000千ユーロ) 低くなる。

以上より、KStG 第8b条3項が適用されない保険企業と信用機関の場合、将来の見積りにより生み出された商法上の減額記入額は別表の加算項目に記載されず、実質的に課税対象所得は減少するのである。

5. おわりに

Buck (2021) は、保険企業と信用機関にはKStG 第8b条第3項は適用されないと主張した。これは、KStG 第8b条第3項が適用されない保険企業と信用機関の場合、Mark-to-Model手法に基づき計算される資本参加に関する商法上の減額記入額は別表では加算されず、非金融セクターの企業よりも課税対象所得は減少するからである。それでは何故、Buck (2021) は保険企業と信用機関に向けて、課税対象所得に影響を及ぼす会計実務を示唆したのであろうか。

2020年6月10日付のÄrzte-Zeitung (ドイツ医療専門新聞)の記事によれば、民間医療保険会社は、医師、歯科医師および病院に対して、新型コロナウイルスに関連する支払いとして、3億ユーロ以上を支払う予定であると報じた³²⁾。この点を考慮すれば、コロナ・パンデミックの影響により保険請求額は増加しており、ドイツの保険会社は財務的な困難に直面していたと推察できる。また、Weigel/Schröder/Löw (2022) の調査によれば、2020年において、欧州の大手銀行20行の成果は

44.2億ユーロまたは55%減少した³³⁾。それ以上に出て、多くの銀行の指摘によれば、親企業の年度決算書上、子企業への資本参加の計上額について、減額記入が行われていたのである³⁴⁾。

こうした金融セクターにおける危機的な状況が存在していたことにより、Buck (2021) は税制優遇策の需要を見据えた上で、将来の見積りにより課税対象所得を減少させる会計実務を論理化ないし合理化しようとしたのではないかと考えられるのである。

【参考文献】

- Beck'scher, 2020, *Bilanz-Kommentar: Handels- und Steuerbilanz*, 12. Aufl., § 255
- Buck H., 2021, *Bilanzierung von Beteiligungen im handelsrechtlichen Jahresabschluss unter Berücksichtigung der Coronavirus-Pandemie*, Der Betrieb, S.1021-1026.
- Deubert/Lewe, 2020, *Außerplanmäßige Abschreibungen auf Finanzanlagen infolge der Corona-Krise*, C.H.Beck, S.47-59.
- IDW, 2020, *Auswirkungen der Ausbreitung des Coronavirus auf die Rechnungslegung zum Stichtag 31.12.2019 und deren Prüfung (Teil 1)*, 04.03.2020
- IDW, 2020, *Auswirkungen der Ausbreitung des Coronavirus auf die Rechnungslegung und deren Prüfung (Teil 2)*, 25.03.2020
- IDW, 2021, *Zweifelsfragen zu den Auswirkungen der Ausbreitung des Coronavirus auf die Rechnungslegung und deren Prüfung (Teil 3)*, 06.04.2021
- Kirchhof, 2020, *Einkommensteuergesetz (EStG)*, 10. Aufl., § 6
- Schnitger/Fehrenbacher, 2018, *Kommentar Körperschaftsteuer*, 2. Aufl., § 8b
- Schütte/Götz, 2021, *Jahresabschluss 2020 im Lichte der Corona-Pandemie*, DStR, S.366-370.
- Steuerkurse.de, *Körperschaftsteuer - Beteiligungen an Körperschaften*,
<https://www.steuerkurse.de/koerperschaftsteuer-kst/beteiligungen-koerperschaften.html>
- Tanski, 2020, *Das Coronavirus und die Bilanzierung*, DStR, S.820-824.
- Weigel/Schröder/Löw, 2022, *Covid-19 in Konzernabschlüssen europäischer Kreditinstitute*, Die Wirtschaftsprüfung, S.525-535.
- 鈴木義夫, 2001, 「ドイツにおける2000年税制改革の特徴」明大商学論叢第83巻第1号: 117-133.

【注】

- 1) IDW, 2021, *Zweifelsfragen zu den Auswirkungen der Ausbreitung des Coronavirus auf die Rechnungslegung und deren Prüfung (Teil 3)*, 06.04.2021, S.2.
- 2) IDW, 2020, *Auswirkungen der Ausbreitung des Coronavirus auf die Rechnungslegung zum Stichtag 31.12.2019 und deren Prüfung (Teil 1)*, 04.03.2020.
- 3) IDW, 2020, *Auswirkungen der Ausbreitung des Coronavirus auf die Rechnungslegung und deren Prüfung (Teil 2)*, 25.03.2020
- 4) Ebd., S.8-9.
- 5) Beck'scher, 2020, *Bilanz-Kommentar: Handels- und Steuerbilanz*, 12. Aufl., § 266
- 6) HGB第271条第1項の条文内容はつぎのとおりである。「資本参加とは、他企業に対する持分であって、当該企業との継続的な結合を作り出すことにより、自己の事業経営に役立たしめるように定められているものをいう。その場合、この持分が有価証券という形態をとるか否かは重要でない。疑いのある場合には、資本会社に対する持分で、その額面額の合計が当該会社の公称資本金の5分の1を超えるものは資本参加とみなされる。その計算についてはAktG第16条第2項および第4項が準用されなければならない。登記済協同組合の組合資格は第3編にいう資本参加とはみなされない。」
- 7) 例えば、Tanski (2020) 「コロナウイルスと貸借対照表計上」、Rimmelspacher/Kliem (2020) 「コロナウイルスの商法上の財務報告への影響」、Schütte/ Götz (2021) 「コロナ・パンデミックを踏まえた2020

年度の年度決算書」が挙げられる。

- 8) Buck, 2021, *Bilanzierung von Beteiligungen im handelsrechtlichen Jahresabschluss unter Berücksichtigung der Coronavirus-Pandemie*, Der Betrieb, S.1021-1026.
- 9) Ebd., S.1026.
- 10) Schütte/Götz, 2021, Jahresabschluss 2020 im Lichte der Corona-Pandemie, DStR, S.366-370.
- 11) Ebd., S.368.
- 12) Ebd., S.369.
- 13) Ebd., S.369.
- 14) Deubert/Lewe, 2020, *Außerplanmäßige Abschreibungen auf Finanzanlagen infolge der Corona-Krise*, C.H.Beck, S.47-59.
- 15) Ebd., S.52-53.
- 16) Ebd., S.53.
- 17) Buck, 2021, S.1026.
- 18) Ebd., S.1026.
- 19) Ebd., S.1026.
- 20) Ebd., S.1026.
- 21) Ebd., S.1026.
- 22) Ebd., S.1026.
- 23) Ebd., S.1025.
- 24) Ebd., S.1025.
- 25) Ebd., S.1025.
- 26) Schnitger/Fehrenbacher, 2018, Kommentar Körperschaftsteuer, 2. Aufl., § 8b
- 27) Steuerkurse.de, *Körperschaftsteuer - Beteiligungen an Körperschaften*
- 28) Schnitger/Fehrenbacher, 2018, § 8b
- 29) Steuerkurse.de, *Körperschaftsteuer - Beteiligungen an Körperschaften*
- 30) Schnitger/Fehrenbacher, 2018, Kommentar Körperschaftsteuer, 2. Aufl., § 8b
- 31) Schnitger/Fehrenbacher, 2018, § 8b
- 32) Versicherungswirtschaft-heute, *PKV zahlt dreistelligen Millionenbetrag für Corona-Pauschalen*
- 33) Weigel/Schröder/Löw, 2022, *Covid-19 in Konzernabschlüssen europäischer Kreditinstitute*, Die Wirtschaftsprüfung, S.527.
- 34) Ebd., S.534